

1 出席議員及び欠席議員

出席議員(13名)

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

日程第3 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

日程第4 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

日程第5 議 第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第6 議 第57号 就学前の子ども教育及び保育の一元化に伴う関係条例の整備に関する

る条例の制定について

議 第 58 号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第 3 号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 00 分 開会

議長（広瀬文典君） これより平成24年第 3 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から15日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承を願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、11番 丹羽豊次君、12番 小林敏美君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

#### 日程第 1 諸般の報告

議長（広瀬文典君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 2 件及び監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

#### 日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について

議長（広瀬文典君） 日程第 2、報告第 1 号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、本議会に提案しました報告第 1 号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

平成24年 3 月 19 日、町有自動車が対向車と接触し、サイドミラーを破損させた事故につきまして、平成24年 5 月 18 日に示談が成立し、同日付で地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 皆さん、おはようございます。

私のほうからは、ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告につきまして補足説明をさせていただきます。

去る平成24年3月19日午前9時ごろでございますが、垂井町宮代字政所661番1地先の町道宮代114号線におきまして、資源ごみの収集中に町有自動車、クリーンセンターの2トンダンプでございますが、直進する対向の乗用車とすれ違う際に、お互いの右側サイドミラーが接触して両者のサイドミラーが破損した事故でございます。

幸いにも人身事故には至らなかったわけですが、平成24年5月18日に示談が成立いたしまして保険の手続が必要となりますので、同日付で地方自治法第180条第1項の規定により町長の専決処分事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって報告を終わります。

### 日程第3 報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

議長（広瀬文典君） 日程第3、報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを御説明申し上げます。

クリーンセンターシーケンサ取りかえ改修事業、不破中学校南舎、体育館、柔剣道場耐震補強・大規模改修・南舎太陽光発電設備事業に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

細部につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） ただいま上程されました報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の報告の中で住民課所管に係ります事業につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

繰越計算書の上の段、款4衛生費、項2清掃費、事業名がクリーンセンターシーケンサ取り

かえ改修事業で、繰越額が1,259万7,000円、財源内訳は、すべてが一般財源となっております。

本事業は、クリーンセンター中央操作室にあります操作盤ですとか、いろいろな機械類の制御盤に組み込まれておりますシーケンサと呼ばれる電子制御部品の取りかえ改修事業でございます。

このシーケンサの取りかえに際しまして、製品のメーカーにおきまして製造が追いつかないことから、納品が3月末に間に合わなくなり、年度内の事業の完了が見込めなくなりましたので繰越明許の手続をとらせていただいたものです。現在はメーカーからの納品を待っているところで、取りかえ作業の準備期間中でございます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） ただいま上程されました報告第2号 垂井町一般会計繰越明許費の中で、学校教育課が所管しております款10教育費、項2中学校費、事業名、不破中学校南舎、体育館、柔剣道場耐震補強・大規模改修・南舎太陽光発電設備事業につきまして、補足説明をさせていただきます。

この事業は、国の第3次補正予算で平成23年度の前倒し事業として措置されるということで、去る3月定例町議会におきまして補正予算をお願いした事業でございます。

それでは、繰越計算書に基づいて説明させていただきます。

款10教育費、項2中学校費、事業名、不破中学校南舎、体育館、柔剣道場耐震補強・大規模改修・南舎太陽光発電設備事業、金額といたしまして3億7,500万9,000円で翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳としまして、未収入特定財源のうち国庫補助金が1億3,785万1,000円、繰入金が1億円で、学校建築基金から繰り入れるものでございます。また、一般財源が1億3,715万8,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

議長（広瀬文典君） 日程第4、報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、垂井町土地開発公社の平成24年度事業計画、予算及び資金計画並びに平成23年度事業報告書及び決算報告書を提出するものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。  
議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、配付資料の順に補足説明をさせていただきます。

初めに、平成24年度事業計画、予算及び資金計画の1ページをごらんください。

24年度事業計画については、公有地取得事業及び公有地売却事業ともに計画はございません。

2ページ目は24年度予算でございます。第2条収益的収入及び支出については、収入第1款事業収益ゼロ円、第2款事業外収益は受取利息、受取配当金合わせて収入合計6,000円を予定いたしております。支出第1款事業原価は、公社の事業がないことからゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は、理事会必要経費として7万6,000円、支出合計7万6,000円を予定いたしております。

収入支出差し引き、マイナス7万円でございます。第3条資本的収入及び支出については、収入支出ともに予定をいたしておりません。

3ページ目は、24年度資金計画でございます。第2条受け入れ資金は、前年度繰越金を主なものとし合計473万4,000円。第3条支払資金合計は7万6,000円でございます。24年度事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

次に、平成23年度事業報告書、決算報告書の1ページをごらんください。

23年度事業報告については、1 概況(1)が理事会の開催状況でございます。都合2回開催し、審議内容は記載のとおりでございました。

(2)行政庁認可に関する事項はございませんでした。

2 業務(1)土地の取得(2)土地の処分は、ともにございませんでした。

3 会計(1)借入金の概況(2)保有地明細も、ともにございません。

2ページは、23年度決算でございます。

1 収益的収入及び支出(1)収入については、第2款事業外収益が予算現額1万8,000円のところ決算額5,750円でございます。(2)支出については、第2款販売費及び一般管理費が予算現額7万6,000円のところ決算額7万5,600円でございます。これは理事会等の必要経費でございます。

2 資本的収入及び支出(1)収入及び(2)支出については、事業がございませんでしたの

で予算現額、決算額ともにゼロ円でございます。

3 ページは、23年度損益計算書でございます。

事業総利益ゼロ円、事業損失 7 万 5,600 円、経常損失は、差し引き 6 万 9,850 円でした。当期損失も同額でございます。

4 ページは、23年度貸借対照表でございます。

資産の部が合計 974 万 7,762 円、負債の部合計ゼロ円、資本の部合計 974 万 7,762 円、負債・資本合計 974 万 7,762 円でございます。

5 ページに財産目録、6 ページに附属明細表、最後のページに決算審査意見書を掲載いたしております。

以上、垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） お尋ねをいたします。土地開発公社において、土地の取得とか処分など事業がゼロであります。これ、ことしはゼロということですね。それで何年ぐらい、これ、事業をやっておられるのか。その点をひとつ聞きたいと思いますが、よろしくお願いいいたします。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 衣斐議員の御質問にお答えいたします。

土地開発公社の事業でございますが、土地の取得、売却に限って申しますと、平成17年度に垂井93号線の道路用地の取得並びに北部グラウンド用地の取得を行っております。また、平成18年度に同用地を垂井町へ売却をいたしております。

平成19年度からは、それ以降土地の取得、売却はございません。以上でございます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 垂井町土地開発公社の件についてお聞きしますけど、よその町村ではこういう開発公社をなくしたところもありますが、垂井町の場合、もう事業やっていないならそういうことも視野に入れているのかどうかと。例えば、離山の工場敷地を買うという話がありますけど、まだ一向にどういう話か何ら展望が開けてきていないという話もありますし、それから垂井町では清涼飲料水の埋蔵管の漏水しておるところは去年から8年間はさわれないんだ

と、その周辺の土地については。そうしますと、なかなか開発公社がやられるような仕事があるのかなのか、まずそこら辺をどうしても残さないかんという理由があればそこだけちょっと説明を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 吉野議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今、建設課長のほうから申しましたとおり、最近は事業がなされておりませんが、この土地開発公社というのは、やはり町の将来にわたっての土地利用関係も含めていろんな案件が今後出てこようかと思えます。

ただいま事業がなかなかこの公社で取り扱っていない1つの理由として短期的に解決できる話だとか、それと用地が将来にわたって大きく値上がりするだとか、そういった案件でない部分もございますし、今、土地の関係の重要事項の問題、これらも今一生懸命、町としてもそれに向けて取り組んでいるというような最中でございます。したがって、将来にわたってこの土地開発公社を機動的に利用しなければならない事態は、これを活用して行っていくという事業は当然想定できます。

したがって、直ちにこれを解散してというような考え方は持ってありません。ひとつよろしく御理解をいただきたいと思えますし、年2回決算と予算というような形の中で、各理事さん方との意見交換も含めて垂井町の土地利用に関していろんな協議もなされておるところでございますし、私どももそういった意見につきまして十分参考にさせていただける部分もございます。したがって、この公社は継続して存続させていきたいというような考え方でおりますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

#### 日程第5 議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定について

議長（広瀬文典君） 日程第5、議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定について提案理由を御説明申し上げます。



地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度垂井町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） ただいま上程されました議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書11ページをお開きいただき、水道事業報告書をごらんいただきたいと思います。

平成23年度垂井町水道事業につきましては、常に安心・安全な水を供給していくために水道水源の定期的な点検や適正な揚水量の管理による水源の保全を行い、水質検査の充実、老朽管の更新などを実施し、水質の向上に取り組むとともに、漏水調査による有収水量の向上に努めてきたところでございます。

また、第6次変更事業におきましては、相川左岸と右岸地域を分割し、震災等の緊急時に相互融通が図れるよう段階的に配水系統の切りかえを行いながら、安全な水の安定供給に努めてまいりました。このほか今後、水需要の減少等で水道料金の減収が懸念される中で、持続可能な事業運営のため、配水系統の切りかえによるコストの縮減のほか、梅谷簡易水道、東大滝簡易水道及び敷原飲料水供給施設を上水道に統合し、経営の合理化を図ってまいりました。

それではまず、給水状況についてでございますが、給水戸数は8,871戸で、前年度に比べ287戸の増、総配水量は382万3,948立方メートルで、前年度に比べ18万6,383立方メートルの増、また有収水量は322万5,616立方メートルで、前年度に比べ8万8,001立方メートルの増となりました。

このような給水状況の中、収益的収支のうち、収益的収入につきましては、3億1,012万6,200円で前年度に比べ745万762円の増となりました。なお、収益的収入の主なものといたしましては、営業収益の水道料金2億9,467万854円、分水工事負担金1,153万3,000円でございます。給水収益が増収となった主な要因でございますが、一部の簡易水道を上水道に統合したことによるものでございます。

一方、収益的支出につきましては、施設の維持管理等に係る経費でございますが、3億2,647万1,602円で前年度に比べ1,272万8,274円の増となりました。これは、減価償却費が前年度に比べ増加したことが要因の1つに上げられます。この結果、決算書の3ページ、平成23年度垂井町水道事業損益計算書をごらんいただきたいと思います。

下から3行目になりますが、当年度は1,634万5,402円の純損失となりました。前年度繰越欠損金6,438万3,818円を超えまして、当年度未処理欠損金は8,072万9,220円となりました。

次に、6ページの欠損金処理計算書をごらんいただきたいと思います。

金は8,072万9,220円でございますが、翌年度繰越欠損金として計上させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

次に、11ページに戻っていただきまして、資本的収支の状況でございます。まず、資本的収入でございますが、5,638万1,701円で前年度に比べ2億298万7,112円の減でございます。減の要因でございますが、当年度は企業債を発行しなかったことによるものでございます。内訳としましては、加入金452万1,000円、工事負担金505万8,336円、他会計負担金2,090万6,760円、一部簡易水道の統合に伴う出資金2,589万5,605円となっております。

一方、資本的支出につきましては、2億1,769万7,414円で、前年度に比べ1億6,398万1,828円の減となりました。内訳としましては、建設改良費1億7,947万5,430円、企業債償還金3,822万1,984円でございます。

当年度実施いたしました主な建設改良工事といたしましては、13ページに工事一覧表を掲載させていただきましたが、主な工事としましては一般国道21号御所野交差点改良工事に伴う配水管布設がえ工事、下水道事業に伴う配水管布設がえ工事、梅谷地内送・配水管布設がえ工事、駒引・平尾地内配水管布設がえ工事などを施行いたしました。

また、次のページですが、第6次変更建設事業といたしましては、配水系統変更に伴う配水管切かえ工事、相川右岸低区配水区減圧弁室築造工事などを施行いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,131万5,713円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。  
議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 垂井町の水道料金基本料金なんですけど、大変安くやっけていただいておりますので、町民にとっては大変幸せだと思っております。

審査意見の中でちょっと終わりのほうから4行目、将来的な財政負担を見通した事業の健全経営に努められたいというような文言が入っております。その前には、水道料金の見直しも視野に入れた長期的な財源確保の検討も図り、という文言の後にその文言が入っておりますけど、事業の健全経営に当たって、やはり将来的にと言われてもこれは将来的、何年先の話なのか、ちょっとこの文言だけではわかりませんので、これが2年3年先なのか、5年先なのか、やはり5年先では水道料金の基本料金を値上げしなければやっていけないんだとか、そういうお話があるのかないかちょっとこの審査意見の中だけではわかりませんので、担当課長にその説明をちょっとしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） 今、吉野議員から御質問があった件でございますが、全国的に水道事業というのは昭和30年、40年代に建設された施設が多くございます。水道施設の耐震化を含めまして、再構築事業が全国的に大きな課題となっておりますでございます。

再構築事業につきましては、膨大な事業費を要しますが直接料金収入にはね返るものではないかと考えております。公営企業法第3条では、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされておりまして、安全で安心な水の安定的な供給のためには、今後も老朽した施設の整備は必要であると考えております。今後の経営におきましては、特に財政の中・長期的な見通しをもって運営をすべきであると考えておりまして、留保資金等の今後の推移に注視しつつ企業債や水道料金のあり方も含めまして鋭意検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定しました。お諮りします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

日程第6 議第57号 就学前の子どもの教育及び保育の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第58号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第57号 就学前の子どもの教育及び保育の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議第58号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第57号及び議第58号を一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第57号 就学前の子どもの教育及び保育の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、幼保一元化の施行に向け垂井町幼稚園条例等4本の関係条例について所要の改正を行うものであります。

議第58号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正は2,906万7,000円を追加し、予算総額を82億7,971万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、人事異動によります人件費を補正するほか、農林水産業費では県補助事業への採択による高性能農業機械導入補助金の増額措置をいたしました。教育費では、学校防災巡回活動補助金の予算科目の変更をいたしました。

また、垂井小学校通級指導教室設置に伴います諸経費、合原小学校体育館放送設備改修工事及び不破中学校防球ネット整備工事に係る工事請負費、給食センターにおける食品放射能検査に係ります役務費の増額措置をいたしました。

財源につきましては、県支出金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） それでは、議第57号 就学前の子どもの教育及び保育の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、学校教育課が所管します垂井町幼稚園設置条例の一部改正及び垂井町幼稚園保育料徴収条例の廃止につきまして、補足説明をさせていただきます。

あわせて新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

最初に、第1条の垂井町幼稚園設置条例の一部改正でございますが、題名を垂井町立幼稚園条例に改めるものでございますが、これはこの条例に保育料の徴収に係る規定を含めることによりまして、題名を改正するものでございます。

次に、第1条第1項中、「第22条」を「第2条第1項」に改めるものでございますが、学校教育法第2条第1項では、幼稚園の設置について規定しておりますので、設置根拠といたしまして条項の改正を行うものでございます。

第2項では、幼稚園の名称及び位置を規定しておりましたが、第2条で規定することとし、あわせて「垂井町立東幼稚園、垂井町綾戸917番地の1」を「垂井町立垂井東こども園（幼稚園部）垂井町地蔵2丁目41番地」に改めるものでございます。定員につきましては、第3条で

幼稚園の定員は教育委員会規則で定めるものでございます。

次に、第4条から第8条までに関しましては、保育料に係る規定でございますが、これまで垂井町幼稚園保育料徴収条例で定めておりました部分を、こちらで規定するものでございます。第4条につきましては保育料及び納入期限を、第5条につきましては休園者等の保育料を、第6条につきましては保育料の減免等を、第7条につきましては既納の保育料の還付を、第8条につきましては除籍につきまして、それぞれ規定するものでございます。

次に、第9条は委任について規定しておりますが、「教育委員会が」を「規則及び教育委員会規則で」に改めるものでございます。

続きまして、本条例の附則でございますが、第1項では施行期日でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。第2項では、垂井町幼稚園保育料徴収条例は廃止する旨を規定するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。  
議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） ただいま上程されました議第57号 就学前の子ども教育及び保育の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてのうち、健康福祉課が所管いたします垂井町保育の実施に関する条例の一部改正についてと、垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表4ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、垂井町保育の実施に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、平成25年度の東こども園の開園とあわせて各幼稚園に保育園機能を持たせるための改正でございます。

では、条例の改正内容でございます。第2条第2項中の表の中、名称について垂井北保育園以外の各保育園の名称に垂井町立を追加し、垂井北保育園は垂井町立垂井東こども園と改め保育園部を追加するものでございます。

位置につきましては、それぞれの幼稚園の位置と幼稚園内との表記を追加するものでございます。垂井町立垂井東こども園は垂井町地蔵2丁目41番地とするものでございます。

次に、第3条を定員の規定に改め、第3条保育所の定員は規則で定めることとするものでございます。

次に、垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。今回の改正につきましては、留守家庭児童教室の名称及び位置については規則で規定しておりますが、条例で規定することとし、各小学校で実施しております留守家庭児童教室の対象者のうち幼稚園児に係る部分について削るものでございます。条例の改正内容でございます。第1条中の「幼少年」を「児童」に改め、第2条で留守家庭児童教室の名称及び位置をそれぞれ規定するものでございます。

次に、第4条、第5条及び第7条第2項については、各小学校で実施する留守家庭児童教室の対象から園児に係る部分を削るものでございます。第6条については、「幼稚園長又は」を削るものでございます。

附則で、この条例の施行日を規定しております。平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。  
議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私のほうから議第58号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書でございますが、第1条でございます。提案説明にもございましたが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,906万7,000円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ歳入歳出ともに82億7,971万2,000円といたすものでございます。第1表には歳入歳出予算補正が掲げてございます。お目通しをいただきたいと存じます。

それでは細部にわたりましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして説明をさせていただきますが、最初に歳出6ページから説明をさせていただきます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 老人福祉費でございます。今回、4月の人事異動によりまして、健康福祉課の高齢福祉係に1人職員を増員したことによるものでございますが、節2の給料につきましては176万円、節3の職員手当等につきましては48万8,000円を、また節4の共済費につきましては39万円のそれぞれ増額の補正をお願いするものでございます。

次に、款4 衛生費、項2 清掃費、目1 清掃総務費でございます。こちらにつきましても、4月の人事異動によりまして、特にクリーンセンターでございますが、こちらに職員を増員したことによりまして増額の補正でございまして、節2の給料につきましては371万3,000円、節3 職員手当等につきましては270万1,000円、また節4の共済費につきましては90万4,000円、増額の補正をお願いするものでございます。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目8 農業構造改善費でございます。こちらにつきましては、節19の負担金、補助及び交付金につきましては59万3,000円の増額の補正を行うものでございますが、こちらにつきましては説明欄にも掲げてございますように、高性能農業機械導入の補助金に充てる経費でございます。当初、900万円の総額の予算でございました。一部の農業機械導入につきまして、県の事業でございます飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業に採択をされたことによるものでございまして、事業の内容、それから県の補助金がつくことによりまして町の補助率も若干変わってまいります。そういった関係もございまして、全体で59万3,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、款8 土木費、項4 都市計画費、目5 運動公園管理費でございます。こちらにつきま

ては、朝倉運動公園内の諸施設の管理につきまして、今年度4月より教育委員会へ補助執行という形態をとらせていただきまして、朝倉運動公園管理事務所の職員につきましては、生涯学習課のスポーツ振興係の所管といたしたところでございます。そういった観点から、今回、節2の給料につきましては896万9,000円の減額でございます。また、節3職員手当等につきましても520万7,000円の減額でございます。

次に、節4の共済費でございますが、こちらにつきましても259万2,000円の減額でございますが、また後ほど説明させていただきますが、生涯学習課のスポーツ振興係の所管としたということで、後ほど教育費の中では増額の措置をとらせていただくことしておりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目2の事務局費でございますが、こちらにつきましては、一部小学校費の学校管理費等の関係もございます。

小学校費の節13の委託料でございますが、運営管理委託料ということで学校防犯巡回業務委託料の減額146万9,000円をいたしておるところでございますが、御存じのように防犯の観点から、巡回活動を町内のNPO法人でございますが、こども見守り隊のほうにお願いをして巡回をしているところでございます。今回、事務局費のほうに組みかえをしておるところでございますが、まず1点でございますが、今回、活動の実態をとらえまして、また若干その法的な根拠、警備法でございますが、そちらの絡みもございまして、従来は13の委託料で見ておったわけでございますが、そういった実態を踏まえながら、今回の組みかえとあわせまして適切な支出科目でございます負担金、補助及び交付金のほうに組みかえをいたしたところでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1の学校管理費でございますが、節15の工事請負費でございます合原小学校の体育館の放送設備の改修工事、こちらについて増額の補正をお願いするものでございます。それと、垂井小学校でございますが、こちらは学習障がいを持たれる児童の方を対象といたしました新たな通級指導教室でございます。専門的にはLD・ADHDという名称でございますが、こういった通級指導教室を新設することになったわけでございますが、予算編成時期におきまして、こちらの開設の認可が未定な状況でございまして、予算措置がなされていなかったということで、これは学級編成の兼ね合いもございまして、4月1日から正式に設置されたことによりまして、こちらの教室を新たに設置するものでございますが、あわせて工事請負費で1,050万円の補正をお願いするものでございます。

また、次に節18の備品購入費でございますが、学校管理備品といたしましてこちらもLD・ADHDの教室の新設によりまして管理備品といたしまして、40万円を新たに増額の補正を願うものでございます。

次に、目2の教育振興費でございます。節18の備品購入費でございますが、こちら先ほどの通級学級の新設にあわせまして義務教育教材備品の購入が必要となってまいります。そういったことで、こちら50万円の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節15の工事請負費でございますが、こ

ちらは不破中学校グラウンドの防球ネットの整備工事につきまして、430万円の増額の補正をお願いするものでございますが、昨今、相川の河川整備が進んでまいりまして、特に相川左岸堤防を通行する歩行者あるいは自動車等の安全を確保すると。と言いますのは、昨今、打球が道路とか相川河川に飛ぶ、これは体力的に非常に中学校の体力が上がってきて喜ばしいことだと思いますけれども、反面そういった危惧も予想されるということから、今回防球ネットの高さを8メートルほどにさせていただきまして、整備を行うものでございます。

次に、款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費でございます。先ほど土木費の中でも御説明をさせていただきましたが、朝倉運動公園管理事務所の職員につきまして、生涯学習課スポーツ振興係の所管としたことによるものでございまして、今回そういった異動によりまして、それぞれ現計予算に対する不足分を補正をお願いするものでございまして、節2の給料につきましては956万4,000円を、また節3の職員手当等につきましては673万2,000円を、節4の共済費につきましては264万円の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、目3の給食センター費でございます。節12の役務費でございますが、こちらにつきましては食品の放射能検査手数料ということで、食材の放射能線量の検査を行う手数料といたしまして65万円の追加の補正を行うものでございます。

以上、歳出でございますが、次に歳入でございます。

5ページをごらんいただきたいと存じます。

款14県支出金、項2県補助金、目5の農林水産業費県補助金でございます。節1農業費県補助金でございますが、先ほど歳出のほうでも説明をいたしましたように、高性能農業機械導入に係る県の補助金といたしまして、78万6,000円を受け入れるものでございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございますが、今回の補正の財源の確保と収支の均衡を図るために2,828万1,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

また、9ページでございますが、給与費の明細書を添付いたしておるところでございます。お目通しをいただきたいと存じます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第57号及び議第58号の各議案は、精読のため審議を延期することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時00分 散会



上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 小 林 敏 美

